

広島県告示第二百四十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

大崎上島町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二〇年四月二三日	午後一時～午後四時	大崎上島町役場本庁
平成二〇年四月二四日	午前九時～午後四時	広島ゆたか農協上島選果場
平成二〇年四月二五日	午前九時～午前一時三〇分	広島ゆたか農協木江集荷所

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二〇年四月二三日、 平成二〇年六月二〇日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会